

市内居宅（介護予防）サービス事業関係者 各位

横浜市健康福祉局高齢施設課長

横浜市健康福祉局介護事業指導課長

横浜市指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの 基準に関する条例について（通知）

令和 6 年 1 月 25 日に介護保険法、老人福祉法及び社会福祉法の規定に基づき「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（以下「基準省令」という。）」が公布され、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 37 号）及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）が一部改正されました。これに伴い、「横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例」（平成 24 年 12 月横浜市条例第 76 号。以下「条例」という。）及び「横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例」（平成 24 年 12 月横浜市条例第 78 号。以下「予防条例」という。）を一部改正し、令和 6 年 4 月 1 日に施行しました。（一部の規定は、基準省令の施行日に合わせて、令和 6 年 6 月 1 日に施行します。）

条例及び予防条例は基本的に各省令に準じますが、本市の独自基準を定めています。今回の条例改正に伴い、『本市の独自基準』を追加したため、改めて次のとおり通知します。

なお、本通知に記載のないものについては、基準省令の解釈通知によって運営上の解釈とします。

1 連携先の追加

（条例 第 3 条第 2 項、予防条例 第 3 条第 2 項）

居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者（以下「事業者」という。）は、基準及び予防基準で定めるほかに、地域包括支援センター、老人介護支援センター及び住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならないこととします。地域包括ケアを推進する上で、これらの者との連携が重要であるためです。なお、「住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な活動を行う者」とは、例えば地域のボランティア団体、老人クラブなどが挙げられます。

2 暴力団の排除等

(条例 第4条、予防条例 第4条)

法第70条第2項第1号及び法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は法人とします。

また、事業者は、横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）に規定する暴力団、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならないものとししました。これは、横浜市暴力団排除条例の趣旨を徹底し、もって安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とするものです。

3 サービス提供開始時の文書による同意

(条例 第9条ほか、予防条例 第46条の2ほか)

基準及び予防基準では、サービス提供の開始にあたって、利用申込者又はその家族の同意を得ることとなっていますが、条例及び予防条例では、文書により同意を得ることとしています。口頭での同意のみならず、文書により記録を残すことは、トラブルを防止する観点から、事業者及び利用者双方の利益につながるためです。

4 介護報酬以外の利用料徴収に関する文書による同意

(条例 第21条第4項ほか、予防条例 第47条第4項ほか)

基準及び予防基準では、介護報酬以外の利用料徴収にあたって、利用者又はその家族の同意を得ることとなっていますが、条例及び予防条例では、文書により同意を得ることとしています。口頭での同意のみならず、文書により記録を残すことは、トラブルを防止する観点から、事業者及び利用者双方の利益につながるためです。

5 利用者に対する身体的拘束等の説明

(条例 第24条第5号ほか、予防条例 第54条第5号ほか)

身体的拘束等を行う場合には、利用者又は家族の理解を得ることが重要であるため、記録のみならず、利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を事前(やむを得ない場合は事後)に説明することとしたものです。

なお、厚生労働省の「身体拘束ゼロへの手引き」でも、拘束の内容、理由、期間等を事前に説明することの必要性が明記されています。

6 サービス計画における文書による同意

(条例 第25条第3項ほか、予防条例 第68条第4号ほか)

基準及び予防基準では、サービス計画について利用者又はその家族の同意を得ることとなっていますが、条例及び予防条例では、文書により同意を得ることとしています。口頭での同意のみならず、文書により記録を残すことは、トラブルを防止する観点から、事業者及び利用者双方の利益につながるためです。

7 家族に対するサービス提供の禁止

(条例 第 26 条、第 66 条、予防条例 第 62 条)

基準及び予防基準では、同居家族に対するサービス提供を禁止しているところですが、条例及び予防条例では、同居していない家族に対するサービス提供も禁止しています。家族介護と、介護保険制度によるサービス提供の混同を避けるためです。同居していない家族の具体的な範囲については、二親等以内とし、血族か姻族かの区別は問いません。

8 一部の記録の保存期間

(条例 第 42 条ほか、予防条例 第 51 条ほか)

基準及び予防基準では、記録の保存期間については、その完結の日から 2 年としていますが、条例及び予防条例では、「サービス提供記録」「従業員の勤務体制についての記録」「介護報酬を請求するために国民健康保険団体連合会に提出したものの写し」の 3 つについては、その完結の日から 5 年としました。これらの記録が介護報酬の請求に関わるものであり、介護報酬の返還請求を行う場合の消滅時効が 5 年であるためです。

9 送迎時における利用者の安全の確保

(条例 第 96 条第 5 号、第 127 条第 8 号)

通所サービスでは、サービスに付随する利用者の送迎を行うことが前提となっていました。基準に規定されていないため、条例では、利用者に対して送迎を行う場合には、利用者の安全を確保するのに必要な数の従業員をもって行うものと規定しました。

具体的な員数は、原則、運転手に加え 1 名の介助者によるものとします。ただし、利用者宅から車までの移動介助に複数の介助者を要する場合についても、常に送迎車の車中に見守りに要する員数を配置することとします。また、心身の状況等により見守りが必要な利用者を送迎する場合には、見守りに要する員数を配置する等、状況を勘案し、適切な員数の介助者を持って送迎にあたることとします。

なお、送迎する利用者が少人数で、心身の状況が安定している場合や要支援者が中心の場合等で、安全に送迎ができると判断できる場合は、運転手のみの送迎でも差し支えありません。

10 通所介護事業所における静養室の仕様に関する基準

(条例 第 93 条第 2 項第 2 号)

条例では、利用者の処遇の向上のため、通所介護の静養室の仕様について、遮蔽物の設置等により利用者の静養に配慮されていることとしました。

11 短期入所生活介護事業所における廊下幅に関する基準

(条例 第 138 条第 7 項第 1 号、予防条例 第 120 条第 7 項第 1 号)

条例及び予防条例では、中廊下の幅を、横浜市福祉のまちづくり条例における「望ましい水準」である 1.8 メートル（車椅子使用者同士が相対ですれ違うことができる幅）に緩和しました。

12 感染症及び食中毒の発生及び蔓延の防止

(条例 第 154 条第 2 項、予防条例 第 129 条第 2 項)

条例及び予防条例では、感染症及び食中毒の発生及び蔓延の防止の重要性を考慮し、指針の整備、感症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置、従業員への研修を義務付けました。

13 事故発生の防止及び発生時の対応

(条例 第 155 条第 1 項、予防条例 第 130 条第 1 項)

条例及び予防条例では、事故発生の防止及び発生時の対応の重要性を考慮し、指針及び改善策を従業者に周知徹底する体制の整備及び従業員への研修の実施を義務付けたものです。

14 特定施設入居者生活介護等における洗面設備に関する基準

(条例 第 202 条第 3 項、第 202 条第 4 項第 5 号ほか、予防条例 第 188 条第 3 項、第 188 条第 4 項第 5 号ほか)

条例及び予防条例では、洗面設備は利用者が施設で生活するうえで必要な設備と考えられるため、設置を必須とし、その基準として、身体の不自由な方が使用するのに適したものとすることを義務づけたものです。

15 特定施設入居者生活介護等における便所に関する基準

(条例 第 202 条第 4 項第 4 号ほか、予防条例 第 188 条第 4 項第 4 号ほか)

条例及び予防条例では、浴室の基準に準じ、便所の基準についても、身体の不自由な方が使用するのに適したものとすることを義務付けたものです。

16 協力歯科医療機関の設定

(条例 第 216 条第 7 項ほか、予防条例 第 197 条第 7 項ほか)

条例及び予防条例では、歯科医療機関については、省令では努力義務とされていますが、近年、介護における口腔ケアが重視されているため、協力医療機関として定めることとしたものです。

17 特定施設入居者生活介護等における協力医療機関に関する基準（新）

(条例 第 216 条第 2 項第 3 号、予防条例 第 197 条第 2 項第 3 号)

条例及び予防条例では、協力医療機関については、省令では二点の要件を満たすよう努めなければならないとされていますが、条例では施設と病院の関係をより実効性のあるものとするため、介護保険施設に合わせて「入所者の病状の急変が生じた場合等において、協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること」を加えて三点としたものです。

担当 横浜市健康福祉局高齢健康福祉部高齢施設課

担当 横浜市健康福祉局高齢健康福祉部介護事業指導課